

氏 名	Emre SARA OGLU エムレ サラオール
学位(専攻分野)	博 士 (人間・環境学)
学 位 記 番 号	人 博 第 331 号
学位授与の日付	平成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	人 間 ・ 環 境 学 研 究 科 共 生 文 明 学 専 攻
学位論文題目	Target States' Engagement With and Tactics Against International Alliances : North Korea's Tactics vis-à-vis the U. S. - South Korea Alliance (同盟・対象国との相互作用および対象国による対同盟政策——北朝鮮と米韓同盟との関わりを事例として——)
論文調査委員	(主 査) 教 授 西 井 正 弘 教 授 中 西 輝 政 教 授 足 立 幸 男

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、同盟国とその同盟が対象とする国との相互作用およびその相互作用において対象国（例、北朝鮮）が各同盟国（例、米韓両国）に対して訴える政策について論じ、新たな理論的枠組を提供することを目的とする。

第一章においては、理論的研究の序論として、まず米韓同盟と日米同盟の冷戦後の変遷について述べ、対象国としている北朝鮮との関わり合いがそれぞれの同盟に異なる影響を与えたことを指摘する。そして国家間同盟に関する国際政治理論の現状を分析し、既存の理論では、米韓同盟と日米同盟のそれぞれ現在における結束度の違いを説明できないとする。その際、同盟をめぐる先行研究のうち、国際関係論において最も有力な現実主義の前提に基づく先行研究を、「主流同盟論」(mainstream Alliance Theory)と名付ける。主流同盟論の最大の欠点は、国家間同盟とその対象国との相互作用を包括的に取り上げていない点にあるとし、本論文の位置づけを行う。

第二章においては、本論文の理論的枠組を展開する。従来の分析では、同盟を形成した二つの国と対象国との相互作用を理解するに当たって、三国間関係として捉えることが一般的であり、二つの同盟国の間での友好的な関係と、各同盟国と対象国との間での対立的な関係が明確ではないという限界がある。これら二つの関係を説明するために、William Thompson の rivalry 概念を用いるとともに、「戦略的競争の層」という分析の視点を導入する。それによって、対象国と各同盟国との相互作用のより深い理解を可能としている、国家間関係の層のみならず、戦略的競争の層も含めた、「二層の相互作用モデル」という包括的な枠組を提供する。

この「二層の相互作用モデル」は、現実主義学派が基盤とする三つの前提に基づいている。第一は、「生存」こそが国家の最大の国益とするものである。第二は、国家は「合理的行為者」(rational actor)だとする。第三は、同盟と対象国との間の「武力衝突は、そのコストが『生存』を脅かすほど高い」とするものである。

これらの前提に基づいて、対象国が各同盟国に対して採用する政策について、次の三つの仮説を置く。

(仮説1) 対象国は、自らと対立する同盟国双方ともなるべく友好的な関係を構築しようとする。

(仮説2) 対象国は、同盟国の両方とも友好的な関係を維持できない場合には、対立的な関係を片方の同盟国のみに限定させようとし、また他の同盟国と友好的な関係を維持しようとする。各同盟国とそのような非対称的な関係を構築し、同盟国間に存在する国益の違いを利用することによって、同盟の分断を目的とする「離間政策」を採用する。

(仮説3) 対象国は、対立する同盟国双方との関係を同時に悪化させることを回避しようとする。

つまり、合理的行為者である対象国は、生存そのものまで危険に晒す状態を避けようとするため、必然的に仮説2に沿って行動し、離間政策を採る。その場合、片方の同盟国と友好的な関係を構築しなければならない。友好関係を構築する相手国の選択に当たっては、仮説2と泉川泰博の「同盟均衡戦略論」において用いられている resource 及び reward power 概念を組み合わせることによって、更に次の二つの仮説を提起する。

(仮説 2 A) 対象国は、離間政策に訴えて同盟を分断しようとするオプションを持っているため、「resource を比較的多く提供できる (reward power の高い) 同盟国」との友好関係を保てる場合には、「resource の少ない (reward power の低い) 同盟国」とも友好関係を築くために妥協する動機は少ない。

(仮説 2 B) 対象国は、resource の多い同盟国との友好関係を維持できない場合には、resource の少ない同盟国と友好的な関係を構築せざるを得ない。

第三章では、事例研究として、韓国の北方政策の展開 (1988 年) から今日に至る北朝鮮と米韓同盟との相互作用を取り上げる。その際、北朝鮮による米韓両国に対する政策の実態を再構築することによって、政策形態の変遷を明らかにする。

第四章では、北朝鮮・米韓同盟の相互作用形態を六つの期間に分けて分析し、本論文において展開されている仮説の妥当性を検討する。その結果、北朝鮮の政策・行動は仮説に沿うものであることが判り、本論文の仮説の有効性を主張する。さらに、本論文の理論的枠組を用いて北東アジアの将来をも予測する。日米韓の政府関係者とのインタビュー等に基づいて、北朝鮮の核開発問題を解決する目的で行われている「六カ国協議」の膠着状態に言及する。北東アジアの国際政治において、六カ国協議の膠着状態が中国の影響力をよりいっそう増していること、また米中対立の可能性が増大していること、を指摘する。そして、アジア太平洋地域の将来を決定する主要因は、中国の抬頭と中国に対する米韓同盟・日米同盟の対処方法にある、と結論付けている。

論文審査の結果の要旨

本学位申請論文は、同盟国とその同盟が対象とする国との相互作用 (例、米韓両国対北朝鮮) および対象国が各同盟国に対して採る政策について論じ、新たな理論的枠組を提供するものである。本学位申請者は、国際関係論において最も有力なパラダイムである「現実主義」を基礎にし、その中で大いなる影響を持つ William Thompson と泉川泰博が導入した理論および概念に基づいて議論を展開する。その際、各同盟国と対象国との相互作用に関する仮説を立て、事例研究をもってその仮説の妥当性をテストするという、国際関係論において一般的に認められている方法を採用している。

第一章は、国家間同盟について、現実主義パラダイムに立つ先行研究を取り上げる。当該分野では、とりわけ Stephen Walt と Glenn Snyder の著作が代表的であり、それぞれ同盟の形成および運営 (management) を理論的に説明している。申請者は、同盟の形成と運営の中間にある段階に焦点を当て、国家間同盟とその対象国との相互作用を包括的に説明することの重要性を指摘する。この意味で、従来の研究において見落とされた点を補完するものであると評価できる。

第二章では、本論文独自の理論的枠組を展開している。Thompson の rivalry 概念を用いることによって分析に異なる視点を導入し、それを泉川泰博の理論と統合することによって、「二層の相互作用モデル」を創造したことは極めて高く評価できる。二層モデルは、同盟国と対象国との相互関係の実態を包括的に捉えることができていると、この理論的枠組をもって各同盟国と対象国との関係がうまく把握できていると言える。

第三章では、北朝鮮と米韓同盟との相互作用を取り上げて、事例研究を行っている。北朝鮮外交に従事している実務家の Joel Wit の著作など、最新の研究資料を用いており、これまでは知られていなかった事実を数多く明らかにしている点で注目に値する。

第四章では、前章で提示された資料を分析して仮説が成り立つことを検証している。その結果、対象国である北朝鮮の行動パターンは、本論文の仮説を説得的に論証している。よって、本論文に提示された仮説とその結論は、将来の北東アジアの国際関係を理解する上でも有益であり、実務レベルでの意思決定にも役立つと高く評価することができる。

本論文全体を通じて、同盟と対象国との相互作用について、従来とは異なる観点から取り上げ、包括的に説明している点が注目される。今まで見逃されてきた視角をうまく取り入れていることも指摘できる。よって、本論文は、20 世紀の後半から主流を成してきた同盟論の中で重要な位置を占め、また今後の研究にも大きな影響を与える可能性がある。

今後の課題として残されている点が二つある。第一は、事例研究が一例のみに限られていることである。申請者は米韓同盟のみならず、日米同盟も対象とすべきだと考えているが、日米同盟は公開された資料が不十分であり、現時点で分析対象とするには不適切であった。より多くの事例研究を行うことが今後の課題である。第二は、対象国が同盟国に対していかなる政策を採るかは分析されているが、同盟国が対象国に対していかなる政策を採るかが分析の対象外であり、更なる研究を

必要とする。

本学位申請論文は、国際的緊張や地域紛争などを齎す現代国際社会の諸問題を、法律論・政治論などと相関させて究明することを目指して創設された共生文明学専攻現代文明論講座にふさわしい内容を備えたものと言える。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成18年2月7日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。